

堺市・美原町合併協議会の調整内容  
 専門部会名 環境専門部会

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	塵芥処理手数料
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市		美 原 町	
<p>◇名 称 : 継続のごみ収集</p> <p>◇内 容 : 事業所等から排出される可燃性ごみについて有料で収集を実施している。</p> <p>◇収集内容: 月～土曜 (毎日収集)</p> <p>◇収集費用: 36L容器1個 5,400円/月</p>		<p>◇名 称 : 継続のごみ(事業系)収集</p> <p>◇内 容 : 燃えるごみを有料で収集を実施している。</p> <p>◇収集内容: 週1回～5回</p> <p>◇収集費用: 45L袋1個 200円 (月極納付書納付方式とシール方式)</p>	
<p>◇名 称 : 臨時のごみ収集</p> <p>◇内 容 : 臨時的に排出する一般家庭の引越しや事業所等から排出されるごみを有料で収集</p> <p>◇収集費用: 軽トラック1台(1t又は2m<sup>3</sup>)当たり 家庭系 8,800円、事業系 17,600円</p>		<p>◇名 称 : 臨時のごみ収集</p> <p>◇内 容 : 一般家庭や事業所から臨時的に排出されるごみを有料で収集</p> <p>◇収集費用: 軽トラック1台分当たり 5,000円</p>	
<p>◇名 称 : 一般家庭ごみ収集</p> <p>◇内 容 : 家庭から排出される生ごみ等を無料で収集</p>		<p>◇名 称 : 一般家庭ごみ収集</p> <p>◇内 容 : 家庭から排出されるごみを一定量まで無料で収集、超過分は有料で収集</p> <p>◇ 収集費用: ごみ処理券指定枚数を超える1枚につき ◇ 45L袋1個100円、30L袋1個50円</p>	
<p>◇名 称 : 粗大ごみ</p> <p>◇内 容 : 一般家庭から排出される粗大ごみについては電話申込により有料で収集</p> <p>◇収集費用: 400円、800円、1,200円、1,600円、2,000円の5段階を設定し、品物により必要な料金分のシールを販売店で購入後、品物に貼り指定場所へ出す。</p>		<p>◇名 称 : 粗大ごみ</p> <p>◇内 容 : 家庭から排出される粗大ごみを一定量まで無料で収集、超過分は有料で収集</p> <p>◇収集費用: ごみ処理券指定枚数を超える1枚につき1点 又は45L袋相当分1個 500円</p>	
		<p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。</p>	
		<p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。</p>	
		<p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。</p>	

堺市・美原町合併協議会の調整内容  
 専門部会名 環境専門部会

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	家庭用機器収集手数料	
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
◇名称	家庭用機器収集手数料	◇名称	特定家庭用機器収集運搬手数料	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。
◇内容	廃家電4品目で家電小売店等に引取義務のないものについては、市民自らメーカーの指定引取り場所に搬入するか、小売店組合へ収集を申し込む方法を取っている。	◇内容	廃家電4品目で家電小売店等に引取義務のないものについては、町が業者へ委託して、消費者から家電を収集し、メーカーの指定引き取り場所へ運搬を行っており、その際手数料を徴収する。	
◇手数料	収集運搬手数料 家電1台当たり 2,400円	◇手数料	収集運搬手数料 家電1台当たり 2,700円	
※リサイクル料金は別途必要		※リサイクル料金は別途必要		

堺市・美原町合併協議会の調整内容  
 専門部会名 環境専門部会

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	死犬猫処理手数料	
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。			
現 況			調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町		
◇名称	死犬猫処理手数料	◇名称	死犬猫処理手数料	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。
◇内容	犬猫等の死体は委託業者により収集し、専用焼却炉で処理している。手数料は委託業者に徴収委託している。	◇内容	犬、猫等の愛がん動物の死体の処理について、手数料を徴収する。	
◇手数料	収集した場合（飼い犬・飼い猫等） 1回当たり 1,900円 持ち込み、飼い主不明の場合 無料	◇手数料	収集及び持ち込み 1体につき 1,500円	

堺市・美原町合併協議会の調整内容  
専門部会名 環境専門部会

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	し尿処理手数料
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況		調整の具体的内容	
堺 市		美 原 町	
◇名称：継続収集 ◇内容：一般家庭及び事業所等から排出されるし尿の収集を有料で実施している。 ◇収集内容：おおむね月2回 ◇収集費用：定額制 普通便槽1人1月 240円 無臭便槽1人1月 240円 ・ただし、1便槽につき360円を加算 簡易水洗式便槽1人1月620円 従量制 30Lにつき 180円 ◇納入方法：納入通知書による納付制度で、1年分の全期前納一括支払い方式と3ヶ月毎の期別分納支払い方式の併用	◇名称：継続収集 ◇内容：一般家庭から排出されるし尿の収集を有料で実施している。 ◇収集内容：おおむね月2回 ◇収集費用：定額制 普通便槽1人1月 120円 無臭便槽1人1月 200円 簡易水洗便槽1人1月400円 ・人員により難しい場合で、かつ、定期的に収集するもの 100Lまで 700円 100L以上50Lごとに 350円加算 ◇納入方法：くみ取り券方式	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。	
◇名称：臨時収集 ◇内容：便所の改造廃止等により臨時的に収集が必要な場合、有料で収集 ◇収集費用：基本手数料 1回 1,200円 300Lまでごと 1,800円	◇名称：臨時収集 ◇内容：便所の改造廃止等により臨時的に収集が必要な場合、有料で収集 ◇収集費用：基本手数料 1回 1,500円 従量加算額 100Lまで 700円 100L以上50Lごとに 350円加算	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。	
◇名称：浄化槽清掃業許可申請手数料 ◇内容：浄化槽清掃業を営もうとする者は許可を受けなければならない。 ◇申請費用：浄化槽清掃業許可申請手数料 1業者 10,000円 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1業者 10,000円	◇名称：浄化槽清掃業許可申請手数料 ◇内容：浄化槽清掃業を営もうとする者は許可を受けなければならない。 ◇申請費用：浄化槽清掃業許可申請手数料 1業者 4,000円 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1業者 2,000円	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。	